



## エコアクション21 環境経営レポート

< 対象期間 : 2021年10月～2022年9月 >



発行2022年11月1日



誠和工業株式会社  
<http://www.seiwakogyo.com>

## 目 次

1. 環境経営方針	3
2. 組織の概要	4
3. 認証・登録の対象組織・活動	5
4. 事業内容	6
5. 施設の状況	7
6. 処理実績	8
7. 環境経営目標と実績	11
8. 環境経営目標と環境経営計画の取組結果と評価、 次年度の取り組み内容	12
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、 訴訟等の有無	13
10. 代表者による見直しの結果	14



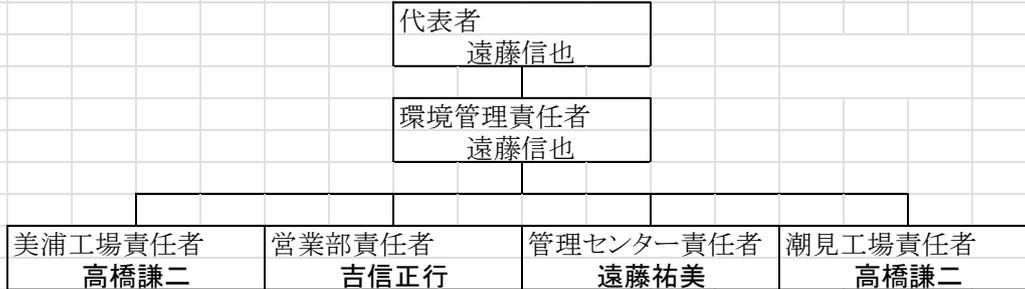
<b>1. 環境経営方針</b>	
《基本理念》	
<p>当社は昭和46年設立以来「経済性と環境性の両立」をモットーに、産業廃液からの有価金属の回収と、廃棄物焼却熱の有効利用に関わる技術・システムの開発に取り組んでまいりました。そこで得た成果は広く業界にも提供し、経済効率の追求と環境性の向上とは相矛盾しないことを、実践を以って経験してきました。</p> <p>近年、私ども産業廃棄物処理業者に対する排出事業者の要求は、地域的公害の防止という基本的な事項から、地球規模での環境保全と経済的利益を伴う資源の有効利用へと、年々ハードルが上がっています。</p> <p>当社はそのような社会的要請に応えるために、以下の環境経営方針を定め、事業を通じて蓄積した知識とノウハウを活用し、当社と利害関係者の経済性を損なうことなく、環境経営の継続的改善を実施し、より高い実効性の望める環境活動を積極的に推進してまいります。</p>	
《環境保全への行動指針》	
1. 環境経営方針を全従業員に周知させ、環境保全への意識の向上を図ります。	
2. 具体的に次のことに取り組みます。	
【二酸化炭素排出量の削減】	① 電力消費の削減
【廃棄物排出量の削減】	② 受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減
【排水量の削減】	③ 節水活動の推進
【グリーン購入の促進】	④ 環境物品の購入比率の向上
【事業に関する環境配慮】	⑤ 収集運搬車両の燃料消費の削減
	⑥ 焼却施設の助燃材消費の削減
【環境教育の推進】	⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加
3. 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。	
制定日：2012年7月23日	
改定日：2021年11月1日	
代表取締役 遠藤 信也	

2. 組織の概要												
(1)	名称及び代表者氏名											
	誠和工業株式会社											
	代表取締役 遠藤信也											
(2)	所在地											
	本 社	:	千葉県船橋市金杉七丁目41番 1 号(登記上の所在地)									
	管理センター	:	千葉県船橋市金杉7丁目3番21号(実質的な本社機能)									
	潮見工場	:	千葉県船橋市潮見町36番地2、36番地3									
	美浦工場	:	茨城県稲敷郡美浦村土屋字山下1982									
(3)	環境管理責任者氏名及び担当者連絡先											
	責任者 管理センター 遠藤信也 TEL:047-490-7788											
	担当者 管理センター 遠藤信也 TEL:047-490-7788											
(4)	事業内容											
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物中間処理業、収集運搬業及びそれらに付随する貴金属・非鉄金属回収・再生業											
(5)	事業の規模											
	設立年月日 昭和46年1月14日											
	資本金 1千万円											
	売上7.02億円(2021年10月1日～2022年9月30日)											
	従業員数 30人											
	総敷地面積 6,182㎡											
	美浦工場 3,362㎡ 潮見工場 2,325㎡ 管理センター 495㎡											
(6)	事業年度 10月～9月											

### 3. 認証・登録の対象組織・活動

認証・登録番号: 0008927  
 認証・登録年月日: 2012年12月4日  
 認証・登録事業者名: 誠和工業株式会社  
 対象事業所名: 管理センター、潮見工場、美浦工場  
 所在地: 千葉県船橋市金杉7丁目3番21号  
 事業活動内容: 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物中間処理業、収集運搬業及びそれらに付随する貴金属・非鉄金属回収・再生業

実施体制



※営業部は事務所外業務については独立した部門と見做し、事務所内業務については管理センターの一部と見做す。

役割・権限	
代表者	経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。 環境経営に関する方針(環境経営方針)を定め、誓約し、全従業員に周知する。 効果的で必要十分な実施体制を構築する。 環境管理責任者・各部門長を任命し、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。 エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する。
環境管理責任者	以下実施し、必要な文書類を作成のうえ、関係する従業員に周知する。 ●環境への負荷の自己チェック ●環境関連法規などの取りまとめ ●環境経営目標・環境経営計画の策定 ●外部からの苦情などの受付状況及び対応結果の取りまとめ ●想定される事故及び緊急事態への対応策の策定 ●環境上の緊急事態の対応に関する試行及び訓練の計画の策定及び実施結果の取りまとめ ●環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況の把握とそれらの評価 ●環境関連法規などの遵守状況の把握 ●問題点の把握、是正処置及び予防処置の策定、その措置の実施状況と結果の把握・評価 ●代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の取りまとめ ●環境経営レポートの取りまとめ 上記を実行するため、必要に応じ、代表者と協議し、また、部門責任者に指示を与え、ともに情報を収集する。
各部門責任者	以下を実施し、その結果を環境管理責任者に報告する。 ●環境管理責任者に指示された教育・訓練 ●関係する環境経営計画を達成するための活動 ●外部からの苦情などの受付状況及び対応結果の取りまとめ 上記を実行するために、各所属部員に必要な指示を与え、また情報を収集する。

#### 4. 事業内容

##### ①許可一覧(事業の範囲)

		処分						収集運搬(積替え保管を除く)				
		船橋市			茨城県			千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県
		焼却	中和	油水分離	焼却	中和	乾燥					
産業 廃棄物	廃酸		●			●		●	●	●	●	●
	廃アルカリ	●				●		●	●	●	●	●
	汚泥	●				●	●	●	●	●	●	●
	廃油	●		●	●			●	●	●	●	●
	廃プラスチック類	●			●			●	●	●	●	●
	紙くず									●		
	木くず									●		
	金属くず									●		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず									●		
特管 産業 廃棄物	廃酸		●			●		●	●	●	●	●
	廃アルカリ	●				●		●	●	●	●	●
	廃油	●		●	●			●	●	●	●	●
	感染性廃棄物	●						●		●		●

##### ②許可内容

事業計画の概要	事業の区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	自治体名
産業廃棄物処分業	中和、乾燥、焼却による中間処分	00821004781	R4.3.22	R10.12.2	茨城県
特管産業廃棄物処分業	焼却、中和による中間処分	00871004781	R4.3.22	R10.12.2	茨城県
産業廃棄物処分業	焼却、中和及び油水分離による中間処理	10420004781	H30.3.26	H35.3.25	船橋市
特管産業廃棄物処分業	焼却、中和及び油水分離による中間処理	10470004781	H30.3.26	H35.3.25	船橋市
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	00801004781	R3.11.10	R8.9.3	茨城県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	00851004781	H30.8.16	H35.7.13	茨城県
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01200004781	R3.10.28	R8.8.31	千葉県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01250004781	H30.10.3	H35.9.19	千葉県
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	1300004781	R3.11.1	R8.10.31	東京都
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	1350004781	H30.8.20	H35.8.19	東京都
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01101004781	R3.3.4	R8.2.17	埼玉県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01151004781	H30.7.1	H35.6.30	埼玉県
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01402004781	H31.3.1	H36.1.18	神奈川県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01450004781	H30.2.21	H35.2.20	神奈川県

## 5. 施設の状況

### ①収集運搬関係

#### 運搬車両一覧

形状	積載	数
キャブオーバ	12t	1台
キャブオーバ	11t	1台
キャブオーバ	4t	1台
キャブオーバ	3.5t	1台
キャブオーバ	3t	4台
保冷バン	3t	1台
バキューム車	4t	1台

全車漏液対策あり(ローリータンク搭載可能)

### ②処分関係

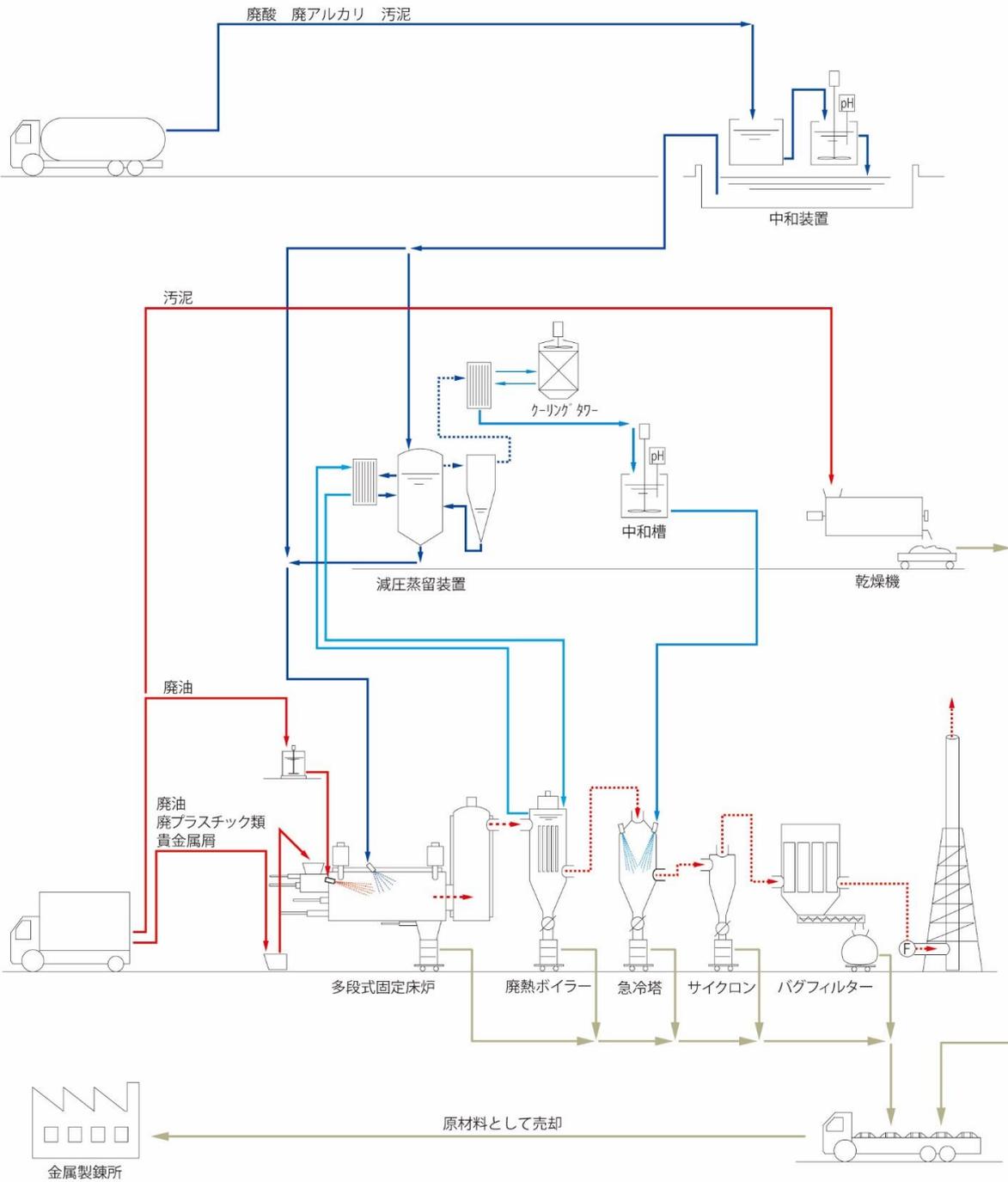
#### <船橋潮見工場>

許可	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分(中間処理)		
許可品目	廃酸 廃アルカリ 汚泥 廃油 廃プラスチック類 感染性廃棄物		
設備	乾留ガス化焼却炉	1基	
	スプレー焼却炉	1基	
	自動中和装置	1基	
	油水分離装置	1基	
	フィルタープレス	1基	*有価物回収用
能力	焼却	:22t/day(合計)	
	中和	:30m <sup>3</sup> /day	
	油水分離	:6m <sup>3</sup> /day	

#### <美浦工場>

許可	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分(中間処理)		
許可品目	廃酸 廃アルカリ 汚泥 廃油 廃プラスチック類		
設備	多段式固定床炉	1基	
	汚泥乾燥機	1基	
	自動中和装置	1基	
	減圧蒸留式濃縮装置	1基	
能力	焼却	:6t/day	
	中和	:32m <sup>3</sup> /day	
	乾燥	:4.8m <sup>3</sup> /day	
	熱分解	:0.5m <sup>3</sup> /hr.	*有価物または自家処理廃液に限る
	濃縮	:2m <sup>3</sup> /hr.	*同上

③処理工程(美浦工場)



\* 処理工程図はそれぞれ代表的な工程を表したもので、一部の廃棄物については、工程が異なります。



6. 処理実績 (t)		2021年度(2021年10月 ~2022年9月)	
(ii) 中間処理	廃酸	中和	427.68
	廃アルカリ	中和又は焼却	926.10
	廃油	焼却	1,772.07
	汚泥	焼却又は乾燥又は中和	349.20
	廃プラスチック類	焼却	563.01
	感染性廃棄物	焼却	1,339.29
	有価物	焼却又は電気分解	888.68
うち 再資源化等	廃酸	中和	427.68
	廃アルカリ	中和又は焼却	926.10
	廃油	焼却(熱回収有り)	1,772.07
	汚泥	焼却又は乾燥又は中和	349.20
	廃プラスチック類	焼却(熱回収有り)	563.01
	感染性廃棄物	焼却(熱回収有り)	1,339.29
	有価物	焼却(熱回収有り)	888.68
		再資源化等量小計	6,266.03
		中間処理合計	6,266.03
*収集運搬量実績 3445t(2021年10月 ~2022年9月)			

7. 環境経営目標と実績									
負荷の自己	環境経営方針	責任部門			年度毎の目標・実績値				
チェック	(キーワード)	責任者			取組の自己チェックを踏まえて策定				
負荷指標	基準年度		単位	基準値	2020年度 実績	2021年度 目標	2021年度 実績	取組 結果	2022年度 目標
環境配慮 (行動方針 ⑤)	化石燃料の削減 (収集運搬) 2012年度基準	営業部	平均積載量 (t)	2,821	2,657	維持	3,684	○	維持
		吉信正行	最大積載量 (t)	3,616	3,766	—	4,786		—
			積載率 (%)	78	71	70%以上	77		70%以上
環境配慮 (行動方針 ⑥)	化石燃料の削減 (中間処理) 2011年度基準	潮見工場	稼働時間 (h)	5,425	3,940	89%	5,876	×	88%
		高橋謙二	灯油消費量 (L)	66,390	43,442	—	82,501		—
			kg-CO <sub>2</sub> /h	30.5	27.5	27.1	35.0		26.8
二酸化炭素 (行動方針 ①)	節電 2018年度基準	管理センター	電力消費量(kwh) (数値目標 管理センターのみ)	10,489	8,845	10,330	8,453	○	10,330
		遠藤信也	kg-CO <sub>2</sub> /年 購入電力先: 東京電力(株)エ ナジーパートナー 平成30年度電力の排出係 数: 0.455 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	4,772	4,024	4,700以下	3,846		4,700以下
廃棄物 排出量 (行動方針 ②)	廃棄物の削減 2020年度基準	美浦工場	処理量 (t)	2,745	2,100	—	1,767	○	—
		高橋謙二	委託量 (t)	261	36	—	44		—
			委託比率 (kg/t)	17	17	30以下	25		30以下
総排水量 (行動方針 ③)	節水 2011年度基準	管理センター	総排水量 (m <sup>3</sup> )	600	687.0	85%	681	×	84%
		遠藤信也	合計人数	25	30	—	30		—
			一人当たり 排水量 (m <sup>3</sup> )	24.0	22.9	20.4	22.7		20.2
グリーン 購入 (行動方針 ④)	グリーン購入の 促進 2011年度基準	管理センター	全体額 (円)	100,660	202,749	維持	276,634	○	維持
		遠藤信也	適合品 (円)	80,343	180,801	—	246,389		—
			購入比率 (%)	80	89	80%以上	89		80%以上
環境教育の 推進 (行動方針 ⑦)	外部環境関連講 習への積極的な 参加 2015年度基準	管理センター	参加者 (人) 外部環境関連講習 への参加者2名以上	—	—	維持	—	○	維持
		遠藤信也	名	2	2	2名以上	2		2名以上
○: 目標達成									
△: 目標達成だが努力が必要									
×: 目標未達成									

## 8. 環境経営目標と環境経営計画の取組結果と評価、次年度の取り組み内容

負荷の自己 チェック 負荷指標	環境経営 方針 (キーワード)	環境経営目標項目	本年度環境経営計画 (達成手段)	2021年度		来年度 取組
				取組 結果	評価	
環境配慮	化石燃料の削減 (収集運搬)	1車両・1ルート当たりの運搬重量の最適化し、燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を削減。(過積載をせずに積載率=平均積載量÷最大積載量を向上させる)	①走行ルートを常に検討し、最適化を図る。特に運搬重量が積載量により近くなるよう工夫する。 ②アイドルストップ、急発進・急ブレーキを避けるなど、エコドライブを徹底する。 ③オイル交換など、車両の適切な整備を徹底する。	○	目標達成であり、継続維持し向上に努める。	従来の取組に加え、運行前点検をより徹底し、車両の不具合に起因する業務の中断・中止を防止する。
環境配慮	化石燃料の削減 (中間処理)	焼却炉稼働時間当たりの燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を削減。	①廃棄物の適切な投入などによって、助燃材の消費量を削減するよう、具体的な手順を検証する。	×	目標未達成。 オミクロン株の大流行に伴い低比重の感染性廃棄物が大量搬入による重量当りのバッチ数増加に原因するもので、運転管理は適切であったと考えられる。	現場の取組を数値に反映させるため、バッチ当りの灯油消費量に目標設定を変更する。
二酸化炭素 排出量	節電	電力使用に伴う二酸化炭素排出量を削減。 平成30年度電力の排出係数0.455(kg-CO <sub>2</sub> /kWh) 購入電力先:東京電力㈱エナジーパートナー 動力については施設稼働率に大きく左右され、環境経営の結果が確認できないため、管理センターについてのみ数値目標を定めて実施する。尚、全社的な節電活動は目標と直接関係ない部門においても引き続き実施する。	①エアコン設定温度・運転の適性管理。 ②不在・不要箇所の消灯、エアコンの停止の徹底 ③ウォームビズ運動、クールビズ運動	○	節電に対する取組みが浸透し、目標達成であり、継続維持し向上に努める。 業者によるエアコン内部の清掃により、消費電力、冷房能力・風速の改善。 潮見工場、美浦工場においては、東京電力の省エネサポートサービス、かけつけサービスを継続中。	従業員全体に、引き続き不要な照明の消灯等に努め、全体の節電に取り組み、電力削減意識の向上と啓蒙活動を継続。エアコン運転の適性管理。 基本的な節電活動を実施する。ウォームビズ運動、クールビズ運動
廃棄物 排出量	廃棄物の削減	廃酸・廃アルカリ・汚泥の処理重量当たりの二次産業廃棄物発生量を削減。	①委託処分を可能な限り減らし、自社処理する。 ②委託処分する場合は可能な限り濃縮する。	○	目標達成であり、今後も継続維持し向上に努める。	従来とおり、適切に工程を管理する。
総排水量	節水	従業員一人当たりの上水の使用量を削減。	①上水消費量が前回請求分に比べ2割以上増えた場合は、漏水の点検をする。 ②可能な限り雨水を利用する。 ③不要な水消費をしないよう心がける。	×	目標未達成。 漏水等は確認されていない。 社員の入退社が多かったため引継ぎのため一時的に人員が増加したことも一因と考えられるが、潮見工場の使用量が際立っている。	節水意識だけでは目標達成は困難であるため、中水利用を目的とし、潮見工場の配管系統を変更する。
グリーン 購入	グリーン購入の促進	文房具のグリーン購入法適合商品の比率の向上(金額ベース)。	①文房具は事務所でまとめ買いし、各人の購入は可能な限りしない。 ②適合商品カタログ活用、適合商品への切り替えの推進	○	啓蒙により意識的な推進ができ目標達成となる。継続維持し向上に努める。	文房具は事務所でまとめ買いし、各人の購入は可能な限りしない。 適合商品カタログ活用、適合商品への切り替えの推進
環境教育の 推進	外部環境関連講習への積極的な参加	外部環境関連講習への参加者2名以上	①講習会等の情報を収集し、積極的な参加を促す。	○	目標達成である。コロナ禍のため、オンラインセミナーとなるが、外部講習により意識向上に努める。	過去に受講経験のない社員の参加を促す。
○: 目標達成						
△: 目標達成だが努力が必要						
×: 目標未達成						

9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法令	違反事項	注意を要する事項
大気汚染防止法	無	<特定施設届出> 美浦工場: 廃棄物焼却炉×1基 潮見工場: 廃棄物焼却炉×1基 ※ばい煙測定(2回以上/年)=排出基準値の遵守
自動車NOx・PM法	無	適合車両の使用
水質汚濁防止法	無	<特定施設届出> 潮見工場: 有害物質貯蔵指定施設(廃酸タンク×1基)
下水道法	無	
浄化槽法	-	
海洋汚染防止法	無	
瀬戸内海環境保全特別措置法	-	
湖沼水質保全特別措置法	無	
土壤汚染防止法	無	
騒音規制法	無	<特定施設届出> 美浦工場: 送風機×2台、コンプレッサー×2台 潮見工場: 送風機×2台
振動規制法	無	
工業用水法	無	
ビル用水法	-	
悪臭防止法	無	
化審法	無	
化管法	無	
ダイオキシン対策特別措置法	無	<特定施設届出> 美浦工場: 廃棄物焼却炉×1基 潮見工場: 廃棄物焼却炉×1基 ※排ガス測定(1回以上/年)=排出基準値の遵守、焼却灰の分析(1回以上/年)、測定結果の報告(1回/年) ※構造基準の遵守
PCB廃棄物処理特別措置法	無	
毒劇法	無	
消防法	無	<少量危険物貯蔵届出> 美浦工場: 軽油タンク×1基 潮見工場: 灯油タンク×1基 <指定可燃物貯蔵届出> 潮見工場: 廃棄写真フィルム ※消化器の点検(1回以上/年)、点検の報告(1回以上/3年)
水銀汚染防止法	無	
資源有効利用促進法	無	
廃棄物処理法	無	<設置許可の取得> 美浦工場: 廃棄物焼却炉×1基、汚泥乾燥機×1基 潮見工場: 廃棄物焼却炉×1基 ※維持管理基準の遵守、技術管理者の選任 <営業許可の取得(更新)> (特別管理)産業廃棄物処分業(茨城県、船橋市) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業(茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県) ※処理基準の遵守、適正なマニフェスト・契約の管理
容器包装リサイクル法	無	
家電リサイクル法	無	
建設リサイクル法	無	
食品リサイクル法	無	
自動車リサイクル法	無	
工場立地法	無	
温対法	無	
省エネ法	無	
フロン排出抑制法	無	潮見工場: 冷凍式エアドライアの点検(1回/3カ月)
オゾン層保護法	無	
建築物省エネ法	-	
茨城県廃棄物処理条例	無	<特定施設届出> 美浦工場: 中和装置×1基
茨城県環境保全条例	無	<地盤沈下特定施設届出> 美浦工場: 揚水機
船橋市環境保全条例	無	<振動特定施設届出> 潮見工場: 空気圧縮機×3台
遵守状況の確認日/実施者		2022年10月31日/環境管理責任者 遠藤信也

違反、訴訟等の有無

環境関連法規の遵守状況に関して、評価した結果、違反はありません。

行政指導にも適切に従っております。

また、創業以来訴訟もございません。

## 10.代表者による見直しの結果

代表取締役 遠藤信也

2022年度 代表者による見直し

実施日2022年 10月31日

前年度はオミクロン株の大流行、ウクライナ情勢等に起因する資材・部品の不足など、社会的に大きな問題が事業活動に直接影響する大変な一年となりました。また、社内的にも主要スタッフの入替えが複数あり、現場に若干の混乱が生じたことから、環境活動に向かう意識の低下があったことは否めないと思います。

このように経営環境が目まぐるしく変化し且つ人手不足が深刻化する現況においては、環境経営システムと現場管理体系を一体化する必要があります。

これはエコアクション21を取得した当初からの課題であります。環境目標達成に向けた活動が、作業性・労働衛生環境も向上させるものでなければ、取組に向かうモチベーションを維持することは今後更に難しくなっていくと思います。

以上の方針に基づき、2022年度は次のとおり環境経営システム見直します。

- ①環境経営方針は維持します。
- ②環境経営目標の「化石燃料の削減（潮見工場）」の設定方法を見直します。
- ③当面の間、代表者が環境管理責任者・環境事務担当を兼務し、トップダウンによる迅速な問題点の把握・是正措置の実行を目指します。EA21推進委員会は廃止し、代表者が部門責任者に直接、伝達・聞取り・指示し、必要に応じ関係者会議を招集します。
- ④上記に伴う書類を2022年12月31日までに整備・周知し、2022年10月1日～12月31日までの記録類は、必要内容に応じ、遡って再集計します。

